

第1 適格年金契約の要件に関する事項

改 正 後	改 正 前
<p>(掛金等の払込方法)</p> <p>1 - 20 通常掛金等又は法令第 159条第 1 項第 6 号《過去勤務債務掛金等》に規定する過去勤務債務等の額に係る掛金等(以下「過去勤務債務掛金等」という。)の払込みは、年 1 回以上規則的に払い込む方法によらなければならない。<u>この場合において、次に掲げる場合を除き、法人事業主にあっては 1 事業年度分、個人事業主にあっては 1 年分の掛金等の額に相当する金額を超えて払い込むことはできないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 年金積立金の額が給付に必要な原資の額に満たなくなったため、給付に必要な原資の額を払い込む場合(年金数理計算時に予測できなかった事由等の発生に起因する場合に限る。)</u></p> <p><u>(2) 法令第 159条第 1 項第 8 号口若しくはへ《要留保額の事業主返還》又は法人税法施行規則(以下「法規」という。)第 39 条第 1 項各号《過去勤務債務掛金等の払込み》の規定により過去勤務債務掛金等を払い込む場合</u></p> <p><u>(3) 払込みが延滞した掛金等(以下「延滞掛金等」という。)を払い込む場合</u></p> <p>(注) 1 <u>法規第 39 条第 1 項第 3 号の規定により払い込む過去勤務債務掛金等は、確定拠出年金法(平成 13 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項《規約の承認》に規定する企業型年金に係る規約について同法第 4 条第 1 項《承認の基準等》の規定(同法第 5 条第 4 項《規約の変更》の規定により準用される場合を含む。)により厚生労働大臣の承認を受けた日から当</u></p>	<p>(掛金等の払込方法)</p> <p>1 - 20 通常掛金等又は法令第 159条第 1 項第 6 号《過去勤務債務掛金等》に規定する過去勤務債務等の額に係る掛金等(以下「過去勤務債務掛金等」という。)の払込みは、年 1 回以上規則的に払い込む方法によらなければならない。<u>この場合、法人事業主にあっては 1 事業年度分、個人事業主にあっては 1 年分の掛金等の額に相当する金額を超えて払い込むことはできないことに留意する。ただし、年金積立金の額が給付に必要な原資の額に満たなくなったときに給付に必要な原資の額を払い込む場合(年金数理計算時に予測できなかった事由等の発生に起因する場合に限る。)</u>又は払込みが延滞した掛金等(以下「延滞掛金等」という。)を払い込む場合はこの限りでない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>該企業型年金に係る規約の施行日の前日までの間に払い込むこととなることに留意する。</u></p> <p>2 (3)の延滞掛金等の払込みは、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>イ 延滞掛金等の合計額（延滞利息を含む。以下同じ。）を一括して払い込む方法</p> <p>ロ 延滞掛金等の合計額を当該延滞期間に相当する期間を超えない範囲内で均等分割して払い込む方法</p> <p>ハ 払込みを再開するときに、過去勤務債務等の額（法令第159条第1項第6号に規定する過去勤務債務等の額をいう。以下同じ。）を洗い替えし、掛金率等を改めて払い込む方法</p> <p>（給付の額の減額）</p> <p>1 - 26 法令第159条第1項第10号《給付の減額変更》に規定する「その減額を行わなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれることその他の相当の事由があると認められる場合」には、例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。</p> <p>(1) <u>受益者等が厚生年金基金の加入員となったため、又は既に厚生年金基金の加入員である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該厚生年金基金に係る給付の額に含めるため、当該厚生年金基金に係る給付の額に含める部分に相当する給付の額を減額する場合</u></p>	<p>（注）<u>延滞掛金等の払込みは、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</u></p> <p>(1) 延滞掛金等の合計額（延滞利息を含む。以下同じ。）を一括して払い込む方法</p> <p>(2) 延滞掛金等の合計額を当該延滞期間に相当する期間を超えない範囲内で均等分割して払い込む方法</p> <p>(3) 払込みを再開するときに、過去勤務債務等の額（法令第159条第1項第6号に規定する過去勤務債務等の額をいう。以下同じ。）を洗い替えし、掛金率等を改めて払い込む方法</p> <p>（給付の額の減額）</p> <p>1 - 26 法令第159条第1項第10号《給付の減額変更》に規定する「その減額を行わなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれることその他の相当の事由があると認められる場合」には、例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。</p> <p>(1) <u>事業主が適格年金契約の一部を解除し厚生年金基金に移行するため、移行する部分に相当する給付の額を減額する場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 給与水準の引上げ又は定年年齢の引上げ等雇用条件の改善の見返りとして給付の額を減額する場合</p> <p>(3) 事業主が債務超過の状態にある等経営不振の状態に陥ったため、給付の額を減額する場合</p> <p>(4) 運用利回りの著しい低下等の事由により過去勤務債務等の額が著しく増加し、給付の額を減額しなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれるため、給付の額を減額する場合</p> <p>(5) 合併又は営業の譲渡に伴い、被合併法人又は営業の譲渡を行った事業主の適格年金契約の給付水準に合わせるため、給付の額を減額する場合</p> <p><u>(6) 受益者等が確定拠出年金法第2条第8項《定義》に規定する企業型年金加入者（以下「企業型年金加入者」という。）となったため、又は既に企業型年金加入者である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該企業型年金加入者の同条第12項《定義》に規定する個人別管理資産に充てるため、給付の額を減額し、同法第54条第1項《他の制度の資産の移換》及び確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第22条第1項第3号《他の制度の資産の移換の基準》の規定により適格年金契約の資産の移換を行う場合</u></p> <p><u>(注) 1</u> (2)から(6)までの事由により給付の額を減額する場合には、法令第160条第4項《適格退職年金契約の変更承認申請》に規定する変更承認申請書又は同条第7項《適格退職年金契約の変更承認届出》に規定する届出書に、加入者の</p>	<p>(2) 給与水準の引上げ又は定年年齢の引上げ等雇用条件の改善の見返りとして給付の額を減額する場合</p> <p>(3) 事業主が債務超過の状態にある等経営不振の状態に陥ったため、給付の額を減額する場合</p> <p>(4) 運用利回りの著しい低下等の事由により過去勤務債務等の額が著しく増加し、給付の額を減額しなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれるため、給付の額を減額する場合</p> <p>(5) 合併又は営業の譲渡に伴い、被合併法人又は営業の譲渡を行った事業主の適格年金契約の給付水準に合わせるため、給付の額を減額する場合</p> <p><u>(注) (2)から(5)の事由により給付の額を減額する場合には、法令第160条第4項《適格退職年金契約の変更承認申請》に規定する変更承認申請書又は同条第7項《適格退職年金契約の変更承認届出》に規定する届出書に、加入者の3分の2以上の同意及び</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>3分の2以上の同意及び加入者の3分の1以上で組織する労働組合がある場合の当該労働組合の同意（加入者の3分の2以上で組織する労働組合がある場合には、当該労働組合の同意をもって加入者の3分の2以上の同意に代えることができる。）を得ていることを明らかにする書面を添付する必要があることに留意する。</p> <p><u>2 (6)の給付の減額を行う場合において、適格年金契約に法令第 159条第 1 項第 6 号八に規定する過去勤務債務等の現在額（以下「過去勤務債務等の現在額」という。）があるときは、同項第 8 号への規定の適用があるが、法規第39条第 1 項第 3 号の規定により当該過去勤務債務等の現在額の一部について過去勤務債務掛金等の払込みを行う場合の法令第 159条第 1 項第 8 号へに規定する払込金額に相当する金額は、法規第39条第 1 項第 3 号による払込みを行った後の過去勤務債務等の現在額に充てるための払込金額に相当する金額となることに留意する。</u></p>	<p>加入者の3分の1以上で組織する労働組合がある場合の当該労働組合の同意（加入者の3分の2以上で組織する労働組合がある場合には、当該労働組合の同意をもって加入者の3分の2以上の同意に代えることができる。）を得ていることを明らかにする書面を添付する必要があることに留意する。</p>

第3 申請手続

改 正 後	改 正 前
<p>(申請書等の記載事項の変更に係る変更届等の様式)</p> <p>3 - 3 <u>法規第39条の2第3項</u>《適格退職年金契約の承認申請書の記載事項等の変更届》若しくは租税特別措置法施行規則(以下「措規」という。)第22条の21第3項《特例適格退職年金契約の承認申請書の記載事項等の変更届》に規定する承認申請書の記載事項等に変更が生じたときの届出書又は措令第39条の36第16項《特例適格退職年金契約に係る人数要件の届》に規定するその満たさない旨を記載した届出書その他の変更事項に係る届出書(以下これらを「諸届」という。)の様式は、次による。</p> <p>(1) 法規第39条の2第3項又は措規第22条の21第3項の規定による変更事項の届出書の様式は、第3号様式「異動事項の届」とする。</p> <p>(2) 適格年金契約を解除した場合の届出書の様式は、第4号様式「適格退職年金契約の解除届」とする。</p> <p>(3) 特例適格年金契約が措令第39条の36第4項第1号イ又はロの人数要件を満たさないこととなった場合における同条第16項に規定する届出書の様式は、第5号様式「特例適格退職年金契約に係る人数要件の届出書」とする。</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)の届出書については、所要事項を記載した連記式の様式でも差し支えない。</p>	<p>(申請書等の記載事項の変更に係る変更届等の様式)</p> <p>3 - 3 <u>法人税法施行規則(以下「法規」という。)</u>第39条の2第3項《適格退職年金契約の承認申請書の記載事項等の変更届》若しくは租税特別措置法施行規則(以下「措規」という。)第22条の21第3項《特例適格退職年金契約の承認申請書の記載事項等の変更届》に規定する承認申請書の記載事項等に変更が生じたときの届出書又は措令第39条の36第16項《特例適格退職年金契約に係る人数要件の届》に規定するその満たさない旨を記載した届出書その他の変更事項に係る届出書(以下これらを「諸届」という。)の様式は、次による。</p> <p>(1) 法規第39条の2第3項又は措規第22条の21第3項の規定による変更事項の届出書の様式は、第3号様式「異動事項の届」とする。</p> <p>(2) 適格年金契約を解除した場合の届出書の様式は、第4号様式「適格退職年金契約の解除届」とする。</p> <p>(3) 特例適格年金契約が措令第39条の36第4項第1号イ又はロの人数要件を満たさないこととなった場合における同条第16項に規定する届出書の様式は、第5号様式「特例適格退職年金契約に係る人数要件の届出書」とする。</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)の届出書については、所要事項を記載した連記式の様式でも差し支えない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(適格年金契約の再契約等)</p> <p>3 - 8 適格年金契約の再契約等の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 同一の事業主について適格年金契約の解約後 1 年以内の再契約は、原則として承認しないものとする。</p> <p>(2) 適格年金契約にあっては、当該契約の締結後又は前回の变更后 1 年以内の変更はできないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>イ 財政再計算に伴う退職年金規程の変更があった場合</p> <p>ロ 定年年齢の変更があった場合</p> <p>ハ 給料又は賃金等の体系に変更があったことに伴い年金給付額の算定の基礎となる基準給与を変更した場合</p> <p>ニ 合併又は営業譲渡等の事実が生じた場合</p> <p>ホ 共同委託者の追加又は脱退があった場合</p> <p>ヘ 給付の増額等に係る変更時期を労働組合等との協定により変更した場合</p> <p>ト 年金数理計算時において予測できなかった事由等が発生したことに起因して年金積立金が不足し、給付に必要な原資の額を一時に払い込む必要が生じた場合</p> <p>チ <u>加入者が法令第 159 条第 1 項第 8 号イに規定する厚生年金基金、同号ロに規定する他の適格退職年金契約、同号ハに規定する退職金共済契約又は確定拠出年金法第 2 条第 2 項《定義》に規定する企業型年金（以下これらを「他の年金等の制度」という。）の加入員等となったため、又は既に他の年金等の制度の</u></p>	<p>(適格年金契約の再契約等)</p> <p>3 - 8 適格年金契約の再契約等の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 同一の事業主について適格年金契約の解約後 1 年以内の再契約は、原則として承認しないものとする。</p> <p>(2) 適格年金契約にあっては、当該契約の締結後又は前回の变更后 1 年以内の変更はできないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>イ 財政再計算に伴う退職年金規程の変更があった場合</p> <p>ロ 定年年齢の変更があった場合</p> <p>ハ 給料又は賃金等の体系に変更があったことに伴い年金給付額の算定の基礎となる基準給与を変更した場合</p> <p>ニ 合併又は営業譲渡等の事実が生じた場合</p> <p>ホ 共同委託者の追加又は脱退があった場合</p> <p>ヘ 給付の増額等に係る変更時期を労働組合等との協定により変更した場合</p> <p>ト 年金数理計算時において予測できなかった事由等が発生したことに起因して年金積立金が不足し、給付に必要な原資の額を一時に払い込む必要が生じた場合</p> <p>チ <u>加入者が他の年金制度の加入者となった場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>加入員等となっている者に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該他の年金等の制度に係る給付の額に含めるため、 <u>当該適格年金契約の一部を解除する場合</u> リ <u>受託機関の間</u>で要留保額の移受管を行った場合</p>	<p>リ <u>受託機関間</u>で要留保額の移受管を行った場合</p>